

専門家派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 人口減少や高齢化により、集落機能の低下や担い手不足が進む中山間地域において、幅広い知識と専門性を有する民間の専門家等を活用しながら、課題解決に向けた地域の取組を支援し、もって自立的かつ持続的な地域運営と中山間地域の活性化を図るため、専門家派遣事業（以下「本事業」という。）を実施する。

(事業の実施地域)

第2条 本事業は、山口県中山間地域振興条例（平成18年山口県条例第51号）第2条に定められた「中山間地域」を対象とする。

(定義)

第3条 この要綱において「地域団体」とは、前条に定める中山間地域の複数の集落の住民等で構成される地域づくり団体等（法人格の有無を問わない。）をいう。

2 この要綱において、「やまぐち元気生活圏」づくりとは、中山間地域の集落機能を持続可能なものに活性化し、底力のある地域を創るため、基幹的集落を中心とする複数集落で構成し、日常生活に必要なサービス等を拠点化・ネットワーク化した「基礎生活圏」を形成するとともに、近隣都市とも連携しながら、この生活圏を核に地域産業の振興や人口定住の促進を目指すものをいう。

3 この要綱において、「地域の夢プラン」とは、地域住民が相互の話し合い等を通じて、自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画等を定めたものをいう。

(事業の構成)

第4条 本事業は、次に掲げる事業で構成する。

(1) 専門家派遣事業

地域づくり等に関する豊富な知識経験や専門的な知見を有する者を専門家として地域団体に派遣し、課題解決に向けた地域の取組を継続的に支援する。

(2) 先進地視察支援事業

専門家派遣事業を活用して、地域の課題解決に取り組む地域団体が実施する先進地視察を支援する。

(事業の実施主体)

第5条 本事業における専門家の派遣、進行管理等は、専門家派遣事業受託者（以下「受託者」という。）において実施するものとする。

(事業の要件)

第6条 第4条第1項第1号及び第2号に掲げる事業は、原則として、「やまぐち元気生活圏」づくりに取り組む地域で、「地域の夢プラン」等により支援の目的となる地域課

題や地域づくりの目標が明確にされている地域又は「地域の夢プラン」等を作成しようとする地域等において実施するものとし、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 山口県内の中山間地域の発展、活性化に寄与するものであること。
- (2) 地域団体が主体的に取り組む地域づくり活動であること。
- (3) 宗教・政治活動を主たる目的としないこと。
- (4) 選挙活動を目的としないこと。
- (5) 営利を主たる目的としないこと。

(事業の経費)

第7条 県は、毎年度予算の範囲内で、本事業の実施に要する専門家の旅費及び謝金について、受託者を通じて、専門家に支払う。

2 県は、毎年度予算の範囲内で、第4条第1項第2号に掲げる地域団体が実施する先進地視察に要する経費について、受託者を通じて、助成金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 やまぐち中山間地域づくり活動支援事業実施要綱は、廃止する。